

## 協議案第 1 号

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約案

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約

(設置)

第1条 大館市、比内町、田代町及び小坂町(以下「1市3町」という。)は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する市町村の合併(以下「合併」という。)に関する基本的事項の協議及び調整を行うため、任意合併協議会を設置する。

(名称)

第2条 任意合併協議会は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会と称する。

(協議事項)

第3条 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会(以下「任意協議会」という。)は、次に掲げる事項について協議及び調整を行う。

- (1) 合併に関する調査及び研究に関する事項
- (2) 合併に関する基本的事項
- (3) 新市将来構想及び財政計画の策定に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 任意協議会の事務所は、大館市役所に置く。

(組織)

第5条 任意協議会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 1市3町の長
  - (2) 1市3町の議会の議長及び1市3町の議会がそれぞれ推薦する議員各2人
- 2 委員は、非常勤とする。

(役員)

第6条 任意協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 3人
- (3) 監事 4人

2 会長及び副会長は、1市3町の長の協議により1市3町の長の中からこれを選任する。

3 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

4 会長、副会長及び監事は、非常勤とする。

(役員職務)

第7条 会長は、任意協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ副会長のうちから会長が指名する者がその職務を代理する。

3 監事は、会計を監査し、その結果を会長に報告する。

(会議)

第8条 任意協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

3 会議の開催日時及び開催場所は、会議に付すべき事項とともに会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が任意協議会に諮り定める。

(関係職員等の出席)

第10条 任意協議会は、関係職員その他必要と認める者に対し、会議への出席を求めることができる。

(幹事会及び専門部会)

第11条 任意協議会に提案する事項の協議及び調整を行うため、任意協議会に幹事会を置くことができる。

2 第3条各号に掲げる事項の専門的な協議及び調整を行うため、幹事会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 任意協議会の事務を処理するため、任意協議会に事務局を置く。

2 任意協議会の事務に従事する職員は、1市3町の長が協議により定める者をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第13条 新市将来構想案に関する調査及び検討を行うため、任意協議会の附属機関として大館市・比内町・田代町・小坂町新市将来構想検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

2 検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 任意協議会の運営に要する経費は、1市3町の負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 任意協議会の運営に要する経費で1市3町が負担すべき経費は、その総額の2分の1を均等割とし、残額を平成12年国勢調査の人口による人口割として算出するものとする。

3 任意協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度とする。

(財務に関する事項)

第15条 任意協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第16条 任意協議会の委員及び監事並びに検討委員会の委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。ただし、第5条第1項第1号に掲げる委員は、報酬を受けることができない。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(任意協議会が解散した場合の措置)

第17条 任意協議会が解散した場合には、任意協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。この場合において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び法第3条第1項の規定に基づく合併協議会(以下「法定協議会」という。)が設置されるときは、会議に諮り、任意協議会の残余財産を法定協議会に帰属させることができる。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、任意協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

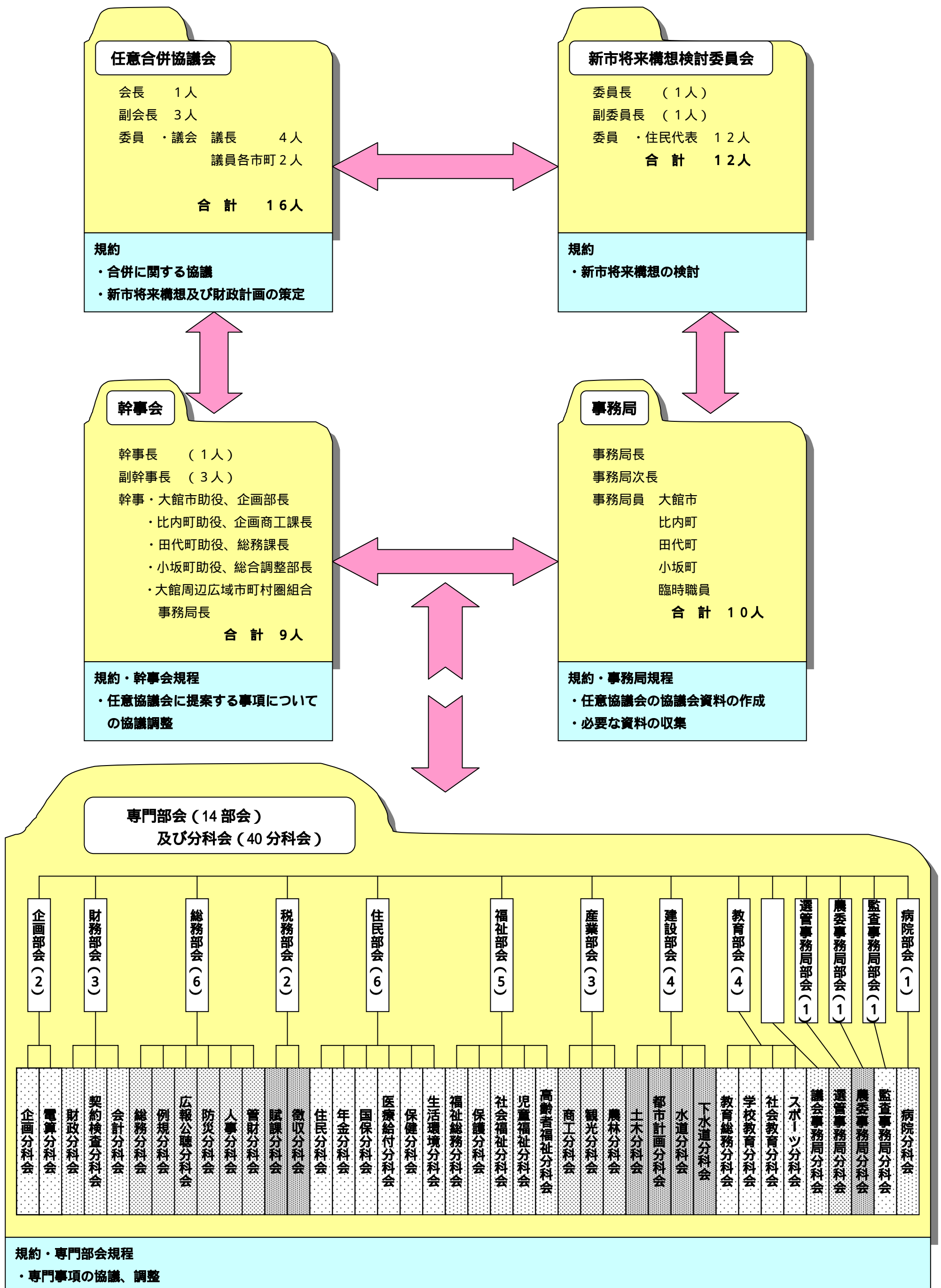
(施行期日)

1 この規約は、平成15年7月14日から施行する。

(この規約の失効)

2 この規約は、法定協議会を設置した日に、その効力を失う。

# 大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会組織図



協議案第 2 号  
役員の選出について

役員の選出について

役員名	氏 名	備 考
会 長		
副会長		
監 事		

## 協議案第 3 号

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程案

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、任意協議会の会議(以下「会議」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、大館市、比内町、田代町及び小坂町の合併に対する姿勢を確立し、法定協議会の設置を目的として運営することを基本原則とする。

2 任意協議会の委員(以下「委員」という。)は、前項の基本原則を踏まえ、効率的かつ円滑な会議運営に協力しなければならない。

3 会議は、公開を原則とする。

(会議の開閉等)

第3条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(会議の進行)

第4条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整がつかず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

(会議録)

第5条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録には委員2名が署名するものとし、当該署名する委員は、議長が会議においてこれを指名する。

3 会議録及び会議資料は、これを公開する。

(傍聴)

第6条 会議は、これを傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、任意協議会の会長が別に定める。

(規律)

第7条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において資料、新聞、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年7月14日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、法定協議会が設置された日に、その効力を失う。

## 協議案第 4 号

平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事業計画案

平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会事業計画

1. 協議会の開催
  - ・ 合併効果の検証
  - ・ 合併形態の確認及び協定項目の協議
2. 幹事会及び専門部会（分科会）の開催
  - ・ 協議会案件の検討調整
  - ・ 事務事業の現況調査及び調整
3. 新市将来構想及び財政シミュレーションの策定
  - ・ 新市の将来像と基本目標等の協議
  - ・ 新市将来構想検討委員会の開催
  - ・ 新市将来構想策定に必要な基礎資料の収集及び整理
  - ・ 財政シミュレーションの策定
4. 住民への情報提供及び啓発
  - ・ 合併協議会広報紙発行
  - ・ インターネットホームページの開設
5. その他
  - ・ 事務事業の一元化調査
  - ・ 例規及び電算システム等の一元化調査



## 協議案第 5 号

### 平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会予算

平成15年度大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,500 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 平成15年度中の予算支出にあたり、歳出予算の同一款内での各項目の金額は必要に応じて流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 負担金		15,499
	1 負担金	15,499
2 県支出金		5,000
	1 県補助金	5,000
3 諸収入		1
	1 諸収入	1
歳入合計		20,500

2 歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		2,902
	1 総務管理費	2,902
2 事業費		17,529
	1 事業推進費	17,529
3 予備費		69
	1 予備費	69
歳出合計		20,500

平成 1 5 年度

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	15,499	-	15,499
2 県支出金	5,000	-	5,000
3 諸収入	1	-	1
歳入合計	20,500	-	20,500

(歳出)

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	2,902	-	2,902				2,902
2 事業費	17,529	-	17,529	5,000			12,529
3 予備費	69	-	69				69
歳出合計	20,500	-	20,500	5,000			15,500

## 2 歳入

(単位：千円)

予 算 科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
款	項	目				区 分	金 額	
1		負担金	15,499	-	15,499			
	1	負担金	15,499	-	15,499			
		1	負担金	15,499	-	15,499	1 1市3町負担金	15,499
2		県支出金	5,000	-	5,000			
	1	県補助金	5,000	-	5,000			
		1	県補助金	5,000	-	5,000	1 市町村合併重点支援地域指定市町村支援事業費補助金	5,000
3		諸収入	1	-	1			
	1	諸収入	1	-	1			
		1	諸収入	1	-	1	1 雑入	1
歳 入 合 計			20,500	-	20,500			

3 歳出

(単位：千円)

予 算 科 目			本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			節		説 明	
款	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額
						国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他				
1		総務費	2,902	-	2,902				2,902			
	1	総務管理費	2,902	-	2,902				2,902			
		1 会議費	1,288	-	1,288				1,288	1 報酬	480	任意合併協議会委員 300 新市将来構想検討委員会委員 180
										9 旅費	133	費用弁償 133
										11 需用費	439	消耗品費 382 食糧費 57
										12 役務費	38	通信運搬費 38
										13 委託料	198	会議録作成 198
		2 事務局費	1,614	-	1,614				1,614	4 共済費	7	臨時職員社会保険料 7
										7 賃金	609	臨時職員賃金 609
										9 旅費	336	普通旅費 336
										11 需用費	257	消耗品費 257
										12 役務費	127	通信運搬費 98 手数料 29
										18 備品購入費	278	事務用備品 278
2		事業費	17,529	-	17,529	5,000			12,529			
	1	事業推進費	17,529	-	17,529	5,000			12,529			
		1 事業推進費	17,529	-	17,529	5,000			12,529	11 需用費	2,085	消耗品費 38 印刷製本費 2,047

									13 委託料	15,444	新市将来構想策定	5,418
											事務事業一元化支援	525
											例規策定支援	420
											電算統合調査	4,725
											財政シミュレーション策定	3,150
											ホームページ作成	1,206
3	予備費	69	-	69				69				
	1 予備費	69	-	69				69				
	1 予備費	69	-	69				69	99 予備費	69		
歳出合計		20,500	-	20,500	5,000			15,500				

協議案第 6 号

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会開催日程案

大館市・比内町・田代町・小坂町任意合併協議会開催日程

回数	時期	時間	場所
第1回	平成15年 7月14日(月)	13:30~16:00	大館市
第2回	平成15年 8月下旬	13:30~16:00	比内町
第3回	平成15年 9月下旬	13:30~16:00	田代町
第4回	平成15年10月中旬	13:30~16:00	小坂町
第5回	平成15年11月下旬	13:30~16:00	大館市



合併までのスケジュール(案)

	準備会				任意協議会							法定協議会														
					平成15年度							平成16年度														
	4月	5月	6月	7月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
協議会	準備会議1回目 設立	議会議員選出の 議会2回目 お願い	任意協議会 議会3回目 予算の議決	議会4回目	7重 /1点 4指 定地 域の 協議 会 設立	議会2回目	定例 議会 3回 目	議会4 回目	議会5 回目	法定 協議 会 設置 の 議決	法定 協議 会 1回 目 設立	議会2 回目	定例 議会 3回 目	議会4 回目	議会5 回目	定例 議会 6回 目	議会7 回目	議会8 回目	合併 市 町 議 会 合 併 議 決 調 印 式				定例 議会			新市 誕生
新市将来構想(任意) 新市建設計画(法定)					新市将来構想案作 成	議 会 報 告	住 民 説 明	住民説明の結果を踏 まえ再検討			新市将来構想に基づく市町村建設計画の策定															
行財政シミュレーション					行財政シミュレー ションの素案	議 会 報 告	住 民 説 明	住民説明の結果を踏 まえ再検討			市町村建設計画に合わせた行財政シミュレーションの作成															
事務事業現況調査					事務事業洗い出し、事務事業現況調査作成						事務事業現況調査完成・調整及び一元化方針検討															
電算業務統合					電算システム調査						電算統合の準備・完成															
新市例規立案					新市例規比較表作成						例規の立案・策定															
広報・ホームページ					HP開設	広報1	広報2	広報3	広報4	広報5	広報6	広報7	広報8	広報9	広報10	広報11	広報12	広報13	広報14	広報15	広報16	広報17	広報18	広報19	広報20	
幹事会					会議1	会議2	会議3	会議4	会議5	会議6	会議7	会議8	会議9	会議10	会議11	会議12	会議13	会議14	会議15							
合併担当者部課長会議					会議1	会議2	会議3	会議4	会議5	会議6	会議7	会議8	会議9	会議10	会議11	会議12	会議13	会議14	会議15							
専門部会					会議1 会議2	会議3 会議4	会議5 会議6	会議7 会議8	会議9 会議10	会議11 会議12	会議13 会議14	会議15 会議16	会議17 会議18	会議19 会議20	会議21 会議22	会議23 会議24	会議25	会議26	会議27							
分科会					会議1 会議2	会議3 会議4	会議5 会議6	会議7 会議8	会議9 会議10	会議11 会議12	会議13 会議14	会議15 会議16	会議17 会議18	会議19 会議20	会議21 会議22	会議23 会議24	会議25	会議26	会議27							